

林俊夫・弁護士著 暮らしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1989 年 6 月号を読む

### 自筆証書 遺言の方式—自書と押印の要件

1. (1) 「人の将(まさ)に死なんとする、その言や善し」という諺があるように、遺言は、その人の権利関係(特に財産)についての最終の処分意思として、尊重せられるべきものである。  
(2) しかし、遺言が効力を生じるときには、表意者は既に死亡し、その真意を確認することが困難であるから、その真意を明確にし、後の紛争を避けるために、一定の方式が要求されている(民法 967 条以下)。  
(3) 公正証書遺言など各種の方式があるが、その最も簡単な方式として自筆証書遺言(民法 968 条)がある。  
(4) これは、文字さえ知っていれば誰でも作成できるし、証人も必要としないので遺言内容の秘密も守れる方式である。  
(5) ただ、逆に、この方式では、遺言書の偽造・変造・隠匿などが生じる危険もある。  
(6) そこで、自筆証書遺言では、遺言者が遺言の全文、日附、氏名の自書と、押印が必要とされている。  
(7) この自書と押印について最近問題となった点を紹介してみよう。
2. (1) まず、自書は、遺言者が「自ら書く」ことが必要であるから、ワープロ・タイプライター・点字機などで作成されたものや録音テープは、自筆証書遺言とはいえない。  
(2) では、手が震えて運筆に困難があるために、遺言者が他人の添え手による補助を受けて文字を書いた場合はどうか。  
(3) この点については、次のような判例がある(最判昭和 62・10・8)。  
(4) まず、自筆が要求されたのは、筆跡によって本人が書いたものであることが分かり、それ自体で遺言が本人の真意に出たものであることを保障できるからである。  
(5) この趣旨からすれば、①遺言者が遺言作成時に自書能力があり、②他人の添え手が単に遺言者の手を用紙の正しい位置に導くにとどまるか、または遺言者の手の動きが遺言者の望みにまかされており、遺言者は添え手をした他人から単に筆記を容易にするための支えを借りただけであり、③筆跡上から、添え手をした他人の意思が介入した形跡がないことが判定できる場合には、そのような遺言は、自筆の要件を充たすものとして有効である。
3. (1) 次に、押印が拇印その他の指印であった場合はどうか。この点については、最近、次のような理由から指印を有効とする注目すべき判例が登場した(最判平 1・2・16)。  
(2) まず、自筆証書遺言の要件として自書のほかに押印を必要とした趣旨は、①自書と相俟って遺言者の同一性と真意を確保し、②遺言のような重要文書では、作成者が署名したうえでその

名の下に押印することによって文書の作成を完結させるというわが国の慣行・法意識に照らして文書の完成を担保することにある。

(3)そして、指印の場合でも、①遺言者の真意の確保に欠けるとはいえず、②通常、文書作成者の指印があれば印章による押印があるのと同等の意義を認めているわが国の慣行・法意識に照らせば、文書の完成を担保する機能においても欠けることがない。

(4)従って、拇印その他の指印による遺言書も、押印の要件を充たすものとして有効である。